

各務原市公式ウェブサイト広告取扱要領

(令和2年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市公式ウェブサイト（以下「本市ウェブサイト」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 本市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 本市ウェブサイトに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブサイトの内容の範囲は、各務原市広告掲載要綱（平成18年1月17日決裁。以下「要綱」という。）第6条の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50ピクセル
- (2) 横 120ピクセル
- (3) 容量 5キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式（アニメ不可）

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、本市ウェブサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、12枠とする。

3 市長は、第1項の掲載場所に不足が生じたとき、又は広告をする者（以下「広告主」という。）から希望があるとき、若しくは広告の掲載場所を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに広告掲載場所を設けることができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、3か月単位とし、原則として3か月以上12か月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載可能枠に空きがあるときは、再掲載を妨げ

ない。

3 掲載期間には、維持管理等のため本市ウェブサイトの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告の開始日等)

第8条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

(広告掲載の申込及び決定)

第9条 本市ウェブサイトに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、各務原市公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書(様式第1号)に、市税の納付状況確認同意書(様式第2号)または最新年度の市税各税目において未納金がないことの証明書、広告データを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、要綱第10条の審査会の審査を受けた上、広告の掲載の適否を決定し、各務原市公式ウェブサイトバナー広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第10条 広告の掲載料金は前納を原則とし、広告主は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、広告の掲載料金を一括して納入するものとする。

(広告掲載料金の返還)

第11条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、広告主のウェブサイトの内容が広告の掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したとき、及び第三者に被害を与え、又は与えると想定できるときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告主ウェブサイト閲覧者に対する被害賠償等)

第13条 広告主のウェブサイトを開覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けたとき、及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めのないものについては、市長と広告主が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。